

平成 24 年 4 月 20 日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本 御中

ペッツファースト株式会社
代表取締役 正宗 伸麻



回 答 書

2012 年 4 月 10 日付貴機構からの『追加要請書』に対しまして、本日現在の当社の進捗状況並びに今後の方針を以下の通り回答致します。

現状、平成 24 年 3 月 8 日付の当社から貴機構への『回答書』に記載しました、『「信義誠実義務」条項の新設』及び『「購入者の法律上の権利行使を妨げるものではありません」といった趣旨の条項の追加』につきましては、これらを追記しました契約条項を平成 24 年 4 月第一週の後半から各店舗にて運用開始致しております。

またこの度、追加要請のありました件につきましては下記のとおりと致します。

1 契約条項第一条 [付記事項]

- 7 日目までの疾患であっても、8 日目以降の治療費については、この治療保障制度の保障対象とはなりません。

上記趣旨への修正要請

並びに

2 契約条項第七条 1 項

本契約条項により、お客様の法律上の権利（**瑕疵担保責任や債務不履行に基づく請求など**）の行使を妨げるものではありません。

上記ゴシック太字部分の追加要請

これら 2 点につきましては、当社の次回の契約条項改定のタイミングにて、上記の内容に変更・追加並びに運用開始とする予定であります。

しかしながら、時期につきましては現時点では未定となっておりますこと、ご理解頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上